

災害時等における法律相談等に関する協定書

神戸市

兵庫県弁護士会

災害時等における法律相談等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、神戸市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害等」という。）における法律相談等の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神戸市内で災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による法律相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（法律相談その他の活動内容）

第3条 前条第1号に規定する法律相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、前条第2号及び第3号に規定する被災者の生活再建等の支援のための活動内容については、甲乙が別途協議する。

（相談業務従事者の派遣要請）

第4条 甲が乙に対し、災害等が発生した場合に第2条第1号に規定する法律相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、従事者の氏名や連絡先等の必要事項を甲に報告の上、該当従事者を派遣するものとする。

2 乙が災害等の状況に照らし、前項の要請を受けずに法律相談を実施する場合であっても、甲は、乙と協議の上、可能な限り協力するものとする。

3 前項に基づき乙が法律相談を実施した場合であって、後に甲からの要請があった場合、乙が法律相談を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

（相談料）

第5条 従事者は、第2条第1号に規定する法律相談において、相談者から相談料を受領しない。ただし、甲及び乙は、従事者が日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することは妨げない。

（法律相談等の実施方法）

第6条 乙が第2条に規定する法律相談その他の活動（以下「法律相談等」という。）を実施するに際し、法律相談等の場所・時間等の方法については、甲乙協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第7条 乙が法律相談等を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が法律相談等を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第8条 乙は、法律相談等を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（平常時からの連携）

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（日当等）

第10条 この協定に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害の補償）

第11条 この協定に基づく活動の際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協定の期間）

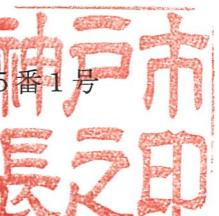
第12条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から協定解除又は変更の申し出のないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年7月26日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造


乙 神戸市中央区橘通1丁目4番3号
兵庫県弁護士会
会長 柴田 真里
